

全タク連発第19号
令和2年4月20日

協会長 各位

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
会長 川鍋 一朗

医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等の適切な運送について

今般、国土交通省自動車局旅客課長から、別添のとおり通知がありましたので、
了知されるとともに傘下会員に周知をお願いいたします。

事務連絡
令和2年4月17日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿
一般社団法人全国個人タクシー協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等の適切な運送について

今般の新型コロナウイルスの感染が拡大する中において、タクシーについては、緊急事態宣言の発出及び基本的対処方針の策定を踏まえ、業務継続のための体制を整備し、地域住民等の移動手段を確保いただいているところである。

他方、感染症への対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等について、医学的な根拠なくタクシーの乗車が拒否されるという声が寄せられているほか、一部報道などで指摘されているところである。

医学的な根拠のない偏見や差別につながる行為は、不適切であるだけでなく、我が国の国民生活や経済活動を支える重要な公共交通機関としてのタクシーへの社会的な期待にも反するものである。このため、こうした方々の運送が適切になされるよう、貴会傘下会員等に対し、下記事項について周知徹底を図られたい。

記

1. 感染症への対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等について、運送の引き受けを正当な事由なく拒絶することは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第13条の規定に違反するものであり、法令の遵守を徹底するよう運転者その他の従業者を指導すること。

そうした法令違反の事実が確認された場合には、地方運輸局等において厳正に対処する。

2. 新型コロナウイルス感染症について、従業員に対し、以下の厚生労働省のホームページなどを踏まえた正確な情報の提供に努めるとともに、咳エチケットや手洗いの励行、マスクの着用、始業点呼時における検温等による体調確認の徹底、車内換気の実施等の感染防止対策について、引き続き着実に実施するよう指導すること。

(参考)

○内閣官房ホームページ「新型コロナウイルス感染症対策」

<https://corona.go.jp/>

○厚生労働省ホームページ

「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

3. 新型コロナウイルス感染症の患者の運送については、運送の引き受けを断る正当な事由として認められるが、運転者が旅客の様子や外見などにより一方的に判断することは不適切であるため、運送の目的地が帰国者・接触者外来を有する医療機関であるような場合であっても、丁寧に應對し、必要に応じて、運送が帰国者・接触者外来の受診目的ではないことを確認するよう指導すること。

なお、帰国者・接触者外来の受診が目的の場合には、厚生労働省のリーフレット等により公共交通機関を避けて受診することとされていることを丁寧に説明し、旅客の理解を得るよう努めることが必要である。